

令和8年度食品産業連携促進事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

令和8年度食品産業連携促進事業委託業務仕様書を熟読の上、次の書類を作成してください。

様式番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
ア	企画提案書	A4横・横書き 片面印刷30枚（頭紙を除く）まで	正本1部 副本8部
任意	実施計画	A4横・横書き 片面印刷各1枚まで	
任意	実施体制		
任意	過去に実施した同種類の 企画運営実績		
任意	経費見積書		
該当する場合のみ提出	「競争入札参加資格登録 名簿」の写し	A4 片面印刷各2枚まで	
	「高知県ワークライフバ ランス推進企業認証書」の 写し		
	特設サイト「高知のイマド キ夫婦はブタン夫婦」の 「こうち男性育休推進企 業」紹介ページに掲載され ている自社の情報をプリ ントアウトしたもの https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/company/		
	「基準適合一般事業主認 定通知書」又は「基準適合 認定一般事業主認定通知 書」の写し		
	(1) 直近の障害者雇用状		

	<p>況報告書の写し（公共職業安定所の受付印のあるもの）</p> <p>（２）障害者雇用誓約書（様式に特に定めなし）</p>		
	<p>「こうちSDGs推進企業登録証」の写し</p>		
	<p>「パートナーシップ構築宣言」の写し（国の「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」に掲載したもの）</p>		
	<p>（１）「環境マネジメントシステム登録証」の写し</p> <p>（２）「エコアクション21認証・登録証」の写し</p>		
	<p>（１）「参加者と再委託先の協定等」の写し（様式に定めはないが、以下の項目を満たすもの。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者と再委託先の住所、事業者名、代表者役職及び氏名が記載され、両者の署名等がされていること ・再委託の業務内容、期間及び契約金額（予定） ・参加者と県が契約を締結後、再委託を確実に実施すること <p>（２）再委託をしない旨の誓約書（様式に定めはない、参加者の住所、事業者名、代表者役職及び氏名、再委託を実施しないことを誓約する旨を満たすもの。）</p>		

※ 1枚に2ページ以上を縮小して印刷する設定（2アップ以上の設定）をしないでください。

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和8年3月12日（木）12時（必着）

※この期限までに全ての必要書類を提出できない場合は、受理することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁3階

高知県産業振興推進部地産地消・外商課 担当：三好、伊藤

5 受理の通知

提出書類が期限までに到着し、受理した時は、提出者に対して受理したことを電話又は電子メールにてお知らせします。

6 企画提案のポイント

（1）事業の背景及び目的

本県では、産業振興計画のもと、「食のプラットフォーム」による人材育成や交流の促進、食品安全衛生に関する国際認証の取得や施設整備を支援する補助金制度などを活用し、事業者の地産強化に取り組んできました。また、地産外商公社による全国規模の外商活動の推進に加え、貿易促進コーディネーターによる県内事業者の海外展開支援や海外支援拠点を活用した現地プロモーションを通じ、輸出の強化にも取り組んでいます。

これらの取り組みにより、国内外での販売額は順調に伸びてきましたが、コロナ禍を経て大きく変化した経済活動の状況、エネルギー価格や原材料の高騰、人口減少と高齢化に伴う人手不足の深刻化、さらにはSDGsや脱炭素社会の進展など、県内事業者を取り巻く環境は大きく変化している状況です。また、世界人口の増加による将来的な食糧不足への懸念も高まっています。

このような状況を踏まえ、第5期産業振興計画では『商品開発による付加価値向上と生産性向上による構造転換により持続的に経済が発展する高知県』を目指して、国内外商・輸出に取り組む事業者の裾野を拡大し、事業者の商品開発力・生産力・外商力を強化することで、事業規模のさらなる拡大を図ることを目標としています。

令和6年度からは、これらの目標を実現するため、新たに外商に取り組む事業者や商品を掘り起こし、課題の抽出から売れる商品づくり、人材育成、外商支援までを一気通貫で支援する体制を整備しました。加えて、食品技術の高度化（DX・G

X) を推進し、県内事業者の生産性向上に向けた取組みを支援しています。

その中心となるのが、課題解決に向けた具体的なアクションを実践する総合支援のプラットフォーム「食のイノベーションベース」です。このプラットフォームでは、国内外での外商に取り組む事業者を対象に、学びの促進、売れる商品づくり、生産体制の強化など、事業者のレベルや課題に応じた支援を総合的に行っています。

具体的には、事業者の外商の経験や対象市場に応じたセミナーや勉強会を開催し、国内外での外商拡大に向けた意欲醸成や知識向上を図っています。また、商品開発では、「百貨店向け商品づくりコース」や「量販店向け商品づくりコース」など、出口（販路）に直結する商品づくりを支援し、売れることに徹底的にこだわった取組みを後押ししています。

本委託業務では、前述した「食のイノベーションベース」の中で核となる次の業務を委託します。

- ・人材育成事業（セミナー・勉強会・交流会の運営）
- ・商品開発支援事業（連続個別商談会・相談会の運営）
- ・広報活動（食のイノベーションベースの取組を広く発信）

これらの取組を通じて、事業者の外商競争力を高め、県内食品産業全体の地産強化と外商拡大につなげます。

（食のイノベーションベースの想定図）

食のイノベーションベース					
課題解決の内容		支援メニュー			委託業務
		内容	国内	輸出	
人材育成	意欲醸成・交流	交流会	○	○	◎
	知識向上、 消費者・市場の情報収集など	出張セミナー	○	○	◎
		セミナー・勉強会	○	○	◎
事業戦略	事業戦略・輸出戦略づくり	事業戦略策定支援	○	○	
商品開発	商品開発・改良	連続個別商談会・相談会	○	○	◎
		技術支援（工業技術センター連携）	○	○	
		食品表示研修	○		◎
		食品表示確認（食品表示アドバイザー）	○	○	
		補助金	○	○	
生産強化	生産性向上、 衛生管理の高度化	技術支援（生産性向上支援センター 連携・衛生管理推進アドバイザー）	○	○	
		HACCP 研修	○	○	
		補助金	○	○	

(2) 提案書に記載する内容

ア 本事業の目的に対する考え方

- (ア) 本県食品の国内外への外商拡大に関する貴社（団体）の考え方を記載してください。
- (イ) 「食のイノベーションベース」における取組の核となる、人材育成、商品開発支援の部分が、高知県の目指すべき姿の達成にどのように寄与するかについて、貴社（団体）の考え方を記載してください。

イ 参画事業者確保に向けた広報及び取組に関する事項

「食のイノベーションベース」の事業概要、支援メニュー及び各種取組の情報を県内の食品関連事業者に訴求し、事業への参画意欲を高め、参画を後押しするため、次の（ア）～（カ）について、それぞれの手法と狙いについて、どうすれば多数の事業者の参加につながるかを具体的に記載してください。

- (ア) 事業概要が事業者に伝わるパンフレットの作成
- (イ) 事業成果が事業者に伝わる成果事例集及び動画の作成
- (ウ) セミナー等の参加募集チラシの作成
- (エ) 広報・PR 活動
- (オ) セミナー等の参加申込が少ない場合の対応
- (カ) 事業者の管理と情報発信の仕組み作り

ウ セミナー・勉強会、連続個別商談会、相談会・交流会に関すること

会場開催及びオンライン開催の準備及び当日の運営を円滑に行う仕組みについて具体的に記載してください。

エ アンケートに関すること

セミナー・勉強会、連続個別商談会、相談会・交流会において、アンケートを実施し、できるだけ多くの参加者からの回答を収集するとともに、参加者情報や実施状況を適切に管理・分析し、次の開催に生かす具体的な方法を記載してください。

オ 運営に関する事項

令和8年度食品産業連携促進事業委託業務仕様書を参考に、セミナー・勉強会、交流会、連続個別商談会、相談会の参加申込の受付から終了まで、運営業務全般に関する具体的な実施方法を示してください。

カ 実施計画

十分に実行可能なスケジュールとなっているか示してください。

キ 実施体制（個人情報等の取扱・管理方法含む）

本業務を実施する体制（責任者及び担当者の配置、各業務の人員体制等）について記載してください。また、個人情報等の取扱・管理体制（チェック体制含む）

についても記載してください。

ク 類似業務等実績一覧（当該事業と同種、類似する事業に関与した実績）

当該事業と同種、類似業務の実績を記載してください。また、それらの業務で経験した課題解決やノウハウ等が本業務にどのように活用可能かを示してください。

ケ 経費見積書

当業務の実施に必要な全ての費用を見積もり、仕様書に示された項目ごとに積算内訳を明確に記載してください。

7 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案とします。
- (2) 横書き、文字の大きさは11ポイント以上で作成してください。（ただし、広報に関する提案部分など、意図的にフォントを変更する場合は除きます。）

8 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (2) 企画提案書が次の各号に該当した場合、無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの